

理容所開設予定のみなさんへ

〈理容所開設までの流れ〉

事前相談
店舗の工事着工前に図面等を持参の上、ご相談ください。
⇩
届出書類の提出
開設には下記の書類が必要です。 開設予定日の14日程度前に届け出てください。 なお、届出する際には担当者と日程を調整の上、お越してください。
⇩
施設の検査
施設が完成したら、保健所の職員が施設等の基準に適合していることを確認します。不適合部分があった場合は、改善後、再度検査を行います。
⇩
検査確認証の交付
検査に適合すると、後日、検査確認証を交付します。 検査確認証ができましたら電話で連絡しますので、認印をお持ちの上、速やかに保健所まで取りに来てください。 <u>なお、検査確認証は、理容所内の見やすい場所に掲示をお願いします。</u>
⇩
開店

〈保健所へ持参する書類等〉 届出時に次のものが必要になります。

チェック欄	必要書類等	備考
1 <input type="checkbox"/>	理容所開設届(様式第3号)	
2 <input type="checkbox"/>	店舗の平面図 ・施設、設備及び機械器具等の配置を図示すること。その際、長さは内り「mm」単位で記載すること。	
3 <input type="checkbox"/>	店舗付近の略図 ・住宅地図等の添付でも可(図中に詳細事項を追記すること)	
4 <input type="checkbox"/>	理容師全員の理容師免許証又は理容師免許証明書 【原本】	原本は確認後、返却。
5 <input type="checkbox"/>	理容師全員の医師の診断書 (診断内容：結核、皮膚疾患、その他伝染性疾病) ・診断日より概ね3ヶ月以内もの	
6 <input type="checkbox"/>	《理容師が常時2名以上従事する場合》 管理理容師資格認定講習会の修了証書の写し ・原本も持参すること ※管理理容師は、他店との兼務は不可	原本は確認後、返却。

7	<input type="checkbox"/>	《開設者が外国人の場合》 国籍の記載のある住民票の写し（コピー不可）	
8	<input type="checkbox"/>	手数料	17,000 円

届出内容を把握しておくために届出書類をコピーし、保管願います。

〈理容所について講ずべき措置〉

理容師法第12条、理容師法施行規則第25条、第26条、第27条、岡山県理容師法施行条例第3条

（1）常に清潔に保つこと。

- ◇ 作業場の床及び腰板には、コンクリート、タイル、リノリューム又は板等の不透水性材料を使用すること。
- ◇ 洗場は、流水装置とすること。
- ◇ ふた付きの汚物箱及び毛髪箱を備えること。

（2）消毒設備を設けること。

（3）採光、照明及び換気を充分にすること。

- ◇ 理容師が理容のための直接の作業を行う場合の作業面の照度を100ルクス以上とすること。
- ◇ 理容所内の空気1リットル中の炭酸ガスの量を5cm³以下に保つこと。

（4）理容所の面積（内法）は、11.65m²以上とし、理容を行うのに支障のない広さとすること。

（5）皮膚に接する器具等は、常に消毒済みのものが使用できるのに十分な数を備えてあること。

（6）皮膚に接する器具等を未消毒のものと消毒済みのものに区分して入れる適当な格納場所を設けること。

そのほか「岡山県理容所及び美容所における衛生指導要領」をご確認ください。



理容所開設届

令和〇年〇月〇日

岡山県知事 殿

開設者

住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)

〇〇市〇〇町1-1

ふりがな

氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

おかやま たるう
岡山 太郎

生年月日 〇〇年〇月〇日

電話番号 123-12-1234

次のとおり理容所を開設したいので、理容師法(昭和22年法律第234号)第11条第1項の規定により届け出ます。

理容所の名称	おかやま理容室		
理容所の所在地	〇〇市〇〇町2-1		
電話番号	0123-45-6789		
構造及び設備の概要	作業所面積	待合所の状況	理容用の椅子の数
	41.01㎡	ソファ1、いす1	2
	床の材質	洗場(器具等洗浄用)の数	洗髪施設の数
	塩ビタイル	1	1
	腰板の材質	ふた付きの汚物箱の数	ふた付きの毛髪箱の数
	ビニールクロス	1	1
	消毒済物品の格納場所	未消毒物品の格納場所	
ふた付きの専用ケース	専用バケツ		
換気設備	<input checked="" type="checkbox"/> 換気扇 <input type="checkbox"/> 窓	採光及び照明	<input checked="" type="checkbox"/> 照明 <input checked="" type="checkbox"/> 採光窓
消毒の方法			
(1)かみそり及び血液の付着又はその疑いのある器具	(2)(1)以外の器具		
エタノール液浸漬	逆性石ケン液浸漬		
開設予定年月日	令和〇年〇月〇日		
同一の場所で現に開設され、又は開設が予定されている美容所	有・ 無	名称	
		開設予定年月日	年 月 日

セットいすの数

内での測定すること

同一の場所で現に開設され、又は開設が予定されている美容所がない場合は空欄とすること

理容師及びその他の従業者に

当該理容所で理容の業に従事する理容師が
常時2名以上いる場合のみ記載すること

令和〇年〇月〇日時点

従業者の状況		免許所持者(2)名 その他(2)名 総数(4)名	
氏名等		資格等	
氏名 岡山 太郎 昭和〇年 〇月 〇日生	住所 〇〇市〇〇町1-1	管理理容師 修了証番号 第 〇〇 号 修了 平成〇年 〇月 〇日	
氏名 同上 年 月 日生	免許所持者・その他 登録番号 第〇〇〇〇〇〇号 登録 平成〇年 〇月 〇日	結核・皮膚疾患その他伝染性疾患の有無 (無) ・ 有(病名)	
氏名 岡山 花子 平成〇年 〇月 〇日生	免許所持者・その他 登録番号 第〇〇〇〇〇〇号 登録 平成〇年 〇月 〇日	結核・皮膚疾患その他伝染性疾患の有無 (無) ・ 有(病名)	
氏名 備前 一郎 平成〇年 〇月 〇日生	免許所持者・その他 登録番号 第 号 登録 年 月 日	結核・皮膚疾患その他伝染性疾患の有無 無 ・ 有(病名)	
氏名 備中 花子 平成〇年 〇月 〇日生	免許所持者・その他 登録番号 第 号 登録 年 月 日	結核・皮膚疾患その他伝染性疾患の有無 無 ・ 有(病名)	
氏名 年 月 日生	免許所持者・その他 登録番号 第 号 登録 年 月 日	結核・皮膚疾患その他伝染性疾患の有無 ()	
氏名 年 月 日生	免許所持者・その他 登録番号 第 号 登録 年 月 日	結核・皮膚疾患その他伝染性疾患の有無 無 ・ 有(病名)	
氏名 年 月 日生	免許所持者・その他 登録番号 第 号 登録 年 月 日	結核・皮膚疾患その他伝染性疾患の有無 無 ・ 有(病名)	
氏名 年 月 日生	免許所持者・その他 登録番号 第 号 登録 年 月 日	結核・皮膚疾患その他伝染性疾患の有無 無 ・ 有(病名)	
理容所の名称 おかやま理容室	理容所所在地 〇〇市〇〇町2-1 電話番号 0123-45-6789		

理容師免許を有しない従業者は
その他を〇で囲むこと。

- (添付書類)
- 1 店舗の平面図
 - 2 店舗付近の略図
 - 3 理容師の疾病の有無に関する医師の診断書
 - 4 管理理容師については、その者が管理理容師となる資格を有することを証する書類
 - 5 開設者が外国人の場合は、国籍の記載のある住民票の写し

注 該当する事項の口にレ印を付けること。



理美容所における器具等の消毒方法



【消毒の手順】



① 消毒前の洗浄

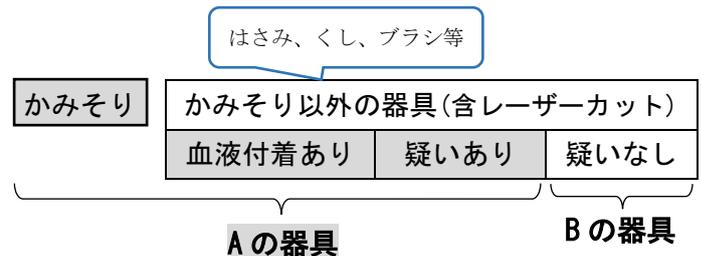
- ◇消毒前に家庭用洗剤でしっかり洗います。
- ◇血液がついたものは直ちに洗います。

流水が飛散しないように注意！
手を傷つけないよう柄の付いた
スポンジなどを用いるとよい。

② 消毒

皮膚に接する器具を1人ごとに、血液の付着の有無を考慮した消毒をしましょう。

- A かみそり(頭髪のカットのみの用途〔レーザーカット〕に使用するかみそりを除く。以下同じ。)とかみそり以外の器具で、血液の付着しているもの又はその疑いのあるもの
- B かみそり以外の器具で、血液の付着している疑いのないもの



⑤クリッパーは刃をはずして消毒すること

A 「かみそり」と、「かみそり以外の器具(血液が付着しているもの又はその疑いのあるもの)」

消毒方法	使用方法	取扱い上の注意
煮沸消毒	沸騰してから2分間以上煮沸する。	・熱に弱い器具には不適。
エタノール液浸漬	76.9～81.4%エタノール液(消毒用エタノール)中に10分間以上浸す。	・汚れの程度等により7日以内に交換する。 ・フタをして保管する。 ・たんぱく質を凝固させるので、消毒前の洗浄を十分行う。 ・水分が入ると薄まってしまうので、洗浄後の水気をよく拭き取ってから消毒する。 ・消毒用エタノールは希釈せずに使用する。
次亜塩素酸ナトリウム液浸漬	0.1%の次亜塩素酸ナトリウム液中に10分間浸す。	・毎日交換する。 ・金属を錆びさせるので、注意が必要。 ・光で分解されやすいので、遮光して保管する。

B 「かみそり以外の器具(血液が付着している疑いのないもの)」

消毒方法	使用方法	取扱い上の注意
紫外線 (UV) 照射	85 $\mu\text{W}/\text{cm}^2$ 以上の紫外線を連続して、20分間以上照射する。	<ul style="list-style-type: none"> ・紫外線が当たらないと効果がないので器具が重ならないように入れる。 ・定期的に紫外線灯や反射板を清掃する。 ・紫外線灯の交換時期を把握し、光が出ているとしても殺菌効果がなくなる前に定期的に交換する。
蒸し器等による蒸気消毒	80℃をこえる蒸気に10分間以上触れさせる。	<ul style="list-style-type: none"> ・熱に弱い器具には不適。
エタノール液 ^{ふっしょく} 拭	76.9～81.4%エタノール液(消毒用エタノール)を含ませた綿もしくはガーゼで器具表面を拭く。	<ul style="list-style-type: none"> ・汚れの程度等により7日以内に交換する。 ・フタをして保管する。 ・たんぱく質を凝固させるので、消毒前の洗浄を十分行う。 ・水分が入ると薄まってしまうので、洗浄後の水気をよく拭き取ってから消毒する。 ・消毒用エタノールは希釈せずに使用する。
次亜塩素酸ナトリウム液浸漬	0.01～0.1%次亜塩素酸ナトリウム液中に10分間以上浸す。	<ul style="list-style-type: none"> ・毎日交換する。 ・金属を錆びさせるので、注意が必要。 ・光で分解されやすいので、遮光して保管する。
逆性石ケン液浸漬	0.1～0.2%逆性石ケン液(塩化ベンザルコニウム又は塩化ベンゼトニウム)中に10分間以上浸す。	<ul style="list-style-type: none"> ・毎日交換する。 ・有機物、石けん、洗剤を十分水洗いしてから消毒する(石けん成分と混ざると効果が少なくなる)。
グルコン酸クロルヘキシジン浸漬	0.05%グルコン酸クロルヘキシジン溶液中に10分間以上浸す。	<ul style="list-style-type: none"> ・毎日交換する。 ・有機物、石けん、洗剤を十分水洗いしてから消毒する(石けん成分と混ざると効果が少なくなる)。
両性界面活性剤浸漬	0.1～0.2%両性界面活性剤液(塩酸アルキルポリアミノエチルグリシン又は塩酸アルキルジアミノエチルグリシン)中に10分間以上浸す。	<ul style="list-style-type: none"> ・毎日交換する。 ・有機物、石けん、洗剤を十分水洗いしてから消毒する(石けん成分と混ざると効果が少なくなる)。

※前記Aの消毒方法でも可能

【消毒に必要な器材】※衛生指導要領

液量計：100mL用及び1,000mL用

消毒容器：原則として、ふた付きの消毒用バット、その他消毒に必要な容器

卓上噴霧器

③ 水洗い 消毒液が残らないようによく洗い流します。刃物は必要に応じて油をさしておきます。

④ 保管 乾燥後、消毒前のものと混ざらないように分類して保管しましょう。

【タオル類の消毒】 皮膚に接する布片類は、客 1 人ごとに清潔なものに取りかえましょう。

加熱による場合	消毒薬による場合
<p>使用したタオルおよび布類を洗剤で洗浄した後、蒸し器などの蒸気消毒器に入れ、器内が80℃を超えてから10分間以上保持させます。この場合、器内の最上部のタオルなどの中心温度が80℃を超えていないことがあるので、蒸気が均等に浸透するように十分注意が必要です。</p>	<p>使用したタオル、布類を0.1%次亜塩素酸ナトリウム液中に10分間浸し、消毒します。</p> <p><u>⑨ 漂白作用があるため色物の消毒には適しません。</u></p>
<p>※血液が付着したタオル、布片類は、廃棄するかまたは血液が付着している器具と同様の洗浄及び消毒します。</p>	